

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第22回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年9月29日（水） 14:45～15:35

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市
裕久（事業政策課長）、二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービ
ス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設
備に関する接続約款の変更の認可（既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工
事費等の設定）について【諮問第3024号】

（2）諮問事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可
並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニ
バーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額
及び徴収方法の認可）について【諮問第3025号】

（3）報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成21年度における
基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

　本日は、委員6名、臨時委員2名、合計8名中6名の委員の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。

　まず、会議に先立ちまして、先日、総務省におきまして人事異動があったということでございますので、総務省のほうで順にごあいさつをお願いいたします。

○原口電気通信事業部長　電気通信事業部長を拝命いたしました原口でございます。よろしくをお願いいたします。

○前川総務課長　総合通信基盤局総務課長を拝命いたしました前川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古市事業政策課長　事業政策課長の古市でございます。よろしくお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　料金サービス課長、二宮でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　料金サービス課企画官の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田総務課課長補佐　事務局を務めます情報流通行政局総務課の岡田と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございました。

　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件と諮問事項1件、報告事項1件であります。

　それでは、初めに、答申事項より審議いたします。

○根岸部会長　諮問第3024号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、具体的には、既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定について審議いたしたいと思います。

　本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、6月29日開催のこの部会におきまして審議を行い、7月29日までの間、1回目の意見募集を行い、その後、8月5日に提出されました意見を公表するとともに、8月24日までの間、再意見の募集を行い、2回

の意見募集でいただきました意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。本日は、接続委員会の主査の東海委員より、委員会での検討結果についてご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

- 東海臨時委員　それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定）につきまして、接続委員会における調査・検討の結果についてご報告をさせていただきます。

本件は、平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」、よく「接続ルール答申」と申しておりますけれども、ここにおきまして示されました固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備に関する事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、NTT東西が設置した戸建て向け屋内光ファイバ配線を転用する際に発生する費用について、平成22年度の工事費等を設定するため、接続約款の変更を行うというものでございます。

本件についての諮問及び意見募集の状況につきましては、先ほど部会長からご報告がありましたので、省略をさせていただきたいと思えます。

検討の結果、お手元の資料22-1の1枚表紙めくっていただきますと1ページというのがございますけれども、この報告書のとおり、「諮問のとおり認可することが適当」という結論といたしました。

検討の過程等の詳細につきまして総務省よりご説明をいただきたいと思えます。

- 二宮料金サービス課長　それでは、引き続きまして、私のほうから資料22-1に基づきましてご説明をさせていただければと思えます。

お手元の資料2ページ目をお開けいただければと思えます。本件既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定につきまして、パブリックコメントの結果、寄せられました意見、及び、それらの意見に関し、接続委員会で取りまとめられました考え方をまとめた資料でございます。この資料に基づきましてご説明申し上げたいと思えます。

まず、意見1でございます。光屋内配線についても、メタルの屋内配線と同様、ユーザーへの無償譲渡を可能とするスキームを実現すべきというご意見でございます。

これにつきましての考え方でございますが、右側、考え方1でございます。今回の接

続約款変更案は、NTT東西が所有する既設光屋内配線について、NTT東西の加入光ファイバと接続して使用する場合における転用に係る工事費の負担額を定めたものであるが、利用者利便向上の観点からは、平成21年10月16日付情報通信審議会答申でも示されたとおり、NTT東西の加入光ファイバと接続しない場合において、NTT東西の光屋内配線を接続事業者に譲渡するスキームの実現に向けて取り組むことが適当である。なお、当該譲渡を行う際には、相手事業者との双務性に留意しつつ、工事等に生じた費用等を踏まえた上で、その料金及び提供条件等を設定することが適当であるとされております。

続きまして、意見2でございます。NTT東西より申請のあった転用料金案は、転用した光屋内配線を再度NTT東西が利用する場合にも一律に適用されるが、接続事業者が調達に要する費用は新設の場合と転用の場合で異なるため、新設により光屋内配線を配置した比率が高い事業者は取引上不利となる。したがって、運用実績を踏まえた上で、適時適切な見直しを検討すべき。

KDDIの意見にあるとおり、今回の転用料金は、転用した光屋内配線を再度NTT東西に再転用する場合にも一律に適用されることであり、当該転用料金は、NTT東西全体の光屋内配線の残価等から算定しているところである。この点、NTT東西の再意見にあるとおり、転用料金の算定に当たって、設備ごとに使用年数等について管理・運用することは多大なコストと稼働が生じることから、現時点で一律の工事費を設定することには一定の合理性がある。なお、NTT東西においては、設備の償却状況等を反映した上で、毎年、料金を改定することが必要であり、総務省においては、相互転用及びその支払い額等に関する競争状況を注視し、必要に応じて適時適切な対応をとることが適当である。

続きまして、意見3でございます。NTT東日本が接続約款変更案に規定した宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本もメニュー化を早期に実現すべきという意見でございます。

その考え方でございます。宅内工事を行わない光屋内配線工事の導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT西日本においても、その実現に向けて早期に取り組むことが適当である。なお、NTT東日本においても、今回規定された接続約款が速やかに運用可能となるよう、関係事業者間で協議等を行うことが適当である。

引き続きまして、意見4でございます。Bフレッツからフレッツ光ネクストに乗りか

える際に、ユーザーに工事費を負担させるのは問題であるというご意見です。

その考え方でございますが、ご指摘の点は、NTT東西の利用者向けのキャンペーン料金に係るものであり、今回の接続約款変更案に直接関係するものではないため、参考意見として承る。

次のページでございます。最後、再意見5でございます。既設光屋内配線の転用ルールの整備は、ブロードバンド利用率向上を考える上でも有効であり、賛成というご意見でございます。

賛同意見として承るとさせていただきます。

以上を踏まえまして、1ページにお戻りいただければと思います。

接続委員会から電気通信事業部会への報告書ということでございまして、本件、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する考え方は、ただいまご紹介申し上げたとおり、別添のとおりでございます。

以上、説明でございました。

○根岸部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

ちょっと時間がたちましたので確認ではありますが、この資料22-1の8ページ、申請概要というのがございますけれども、これを見ますと、いわゆる分岐方式による接続というか、そういうものについての工事、そういうふうに理解いたしますが、これを見ると、意見に出ているのは例えばKDDIが出ておりますけれども、競争者というか、これを使う者としてほかにもあり得るとは思いますけれども、今のところ、これを利用しようとするか、あるいは利用しているというか、これ、KDDIだけだというふうに考えてよろしいんですか。

○二宮料金サービス課長 はい、現時点でこの申請の前の段階で利用されている事業者は1社、KDDIのみでございます。

○根岸部会長 そうですか。では、ほかの事業者の方は今のところ利用予定がないというか、あるいはこの時点ではない、これからあり得るかもしれないと。

○二宮料金サービス課長 この結果、工事費が設定されますので、それを踏まえて各事

業者の方々においてどうご判断されるかということかと思えます。

○根岸部会長　なるほど。この分岐方式でのサービスというのは、全体として増えているというか、NTT自体としては増えていると、こういうふう理解してよろしいのでしょうか。

○二宮料金サービス課長　実際、伸びてございます。具体的に何%というところの数字は現在持っていませんが、伸びていることは間違いないと思えます。

○根岸部会長　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第3024号につきまして、先ほど接続委員会のほうからいただきました内容と同じであります。この部会といたしまして7ページのところに答申書というのがありまして、この(案)を取っていただきまして、諮問のとおり認可することが適当と認められるということで、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりというのは、先ほど説明いただいたとおりでございます。ありがとうございました。この案のとおり答申ということにいたします。

それでは、次に諮問事項ということでもあります。

○根岸部会長　諮問第3025号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金につきまして、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可につきまして、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、資料22-2に沿いましてご説明させていただきます。

まず、めぐりまして1枚目が諮問書、2枚目が申請概要となっております。基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会から9月16日付で認可申請があった件でございまして、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく適格電気通信事業者NTT東西に対します交付金の額及び交付方法について並びに負担金の額及び徴収方法についての申請ということでございます。このいわゆるユニバーサルサービス制度に基づきます認可申請は、平成18年度からユニバーサルサービス制度が稼働いたしております。今回が5回目の認可申請ということになるものでございます。

めぐりまして3ページ目、ユニバーサルサービス制度の概要でございます。

ユニバーサルサービスとは、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスということが、電気通信事業法第7条で基礎的電気通

信役務として規定されているものでございまして、電気通信事業法施行規則第14条におきまして、その具体的内容を、加入電話、第一種公衆電話、緊急通報というようなものを対象としてございます。

今回の申請に関する項目といたしまして、負担金、それから交付金の内容等は、この3ページ目、4ページ目に書かれているようなものでございまして、この後、具体的内容についてご説明させていただければと思っております。

この制度におきます交付金・負担金の流れでございすけれども、4ページの下に図がかいてございすとおりでございまして、今回は、その真ん中の基礎的電気通信役務支援機関から総務大臣に申請があつて、これは認可が適当かどうかということに関する諮問ということでございす。

5ページ目をごらんください。5ページ目以下が今回の申請の具体的内容という形になってございす。

まず、今回の負担金の額ということでございすが、補てん対象額といたしまして、NTT東西合計で151億9,463万9,931円としてございす。

次に、支援業務費といたしまして、5ページ目の一番下に6,035万425円というふうに計上してございすが、これにつきましては参考資料の40ページをごらんください。

通し番号のページが打つてございす。この40ページに平成22年度支援業務費の詳細を掲載させていただいておりまして、内容といたしましては昨年度とほぼ同様の内容となっておりますが、新規の施策といたしまして、周知費用の中で一番下でございすけれども、消費者団体との意見交換会というのを、6万円ということで額としてはそれほど多くないものでございすが、設けてございす。また、新聞広告・パンフレット作成、コールセンター、インターネット広告等は昨年と同様という形になってございす。それから、支援業務費の総額がここに書かれておりますように6,934万9,000円ということでございまして、これは決算額よりは大きくなってございすが、昨年度の予算額は7,031万4,000円ということで、これからは少なくなるというような形になってございす。

それでは次に、5ページ目に戻らせていただきたいと思います。この後、補てん対象額、それから6ページで番号単価についての説明ということですが、ここもやや細かい点がございすので、これにつきましては参考資料の28ページ以下をごらんいただき

いと思います。

まず、参考資料の28ページでございますが、平成21年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る収支表（基礎的電気通信役務収支表）ということでございまして、この表をごらんいただければおわかりになりますように、平成21年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で645億円の赤字、NTT西日本で540億円の赤字、東西合計で1,185億円の赤字となっております。この赤字が生じていることを前提といたしまして所定の補てんを行うということになるものでございます。

続きまして、29ページでございます。ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定についてということでございまして、それぞれ項目ごとに算定した結果を載せてございます。まず、加入電話の基本料でございますが、補てん対象額の算定方法といたしまして、平成19年度から採用されている方式ですが、全国平均費用プラス標準偏差の2倍、この基準単価をベンチマークとして、これを超える部分を補てん対象額とするという方式をとってございます。具体的に言いますと、右下の黄色い基金の補てん対象と書かれている部分がこれに該当するというところでございます。これで実際に算定した額といたしましては、下の表に補てん対象額ということが書かれてございまして、NTT東日本・西日本合計で109億5,300万円という形になってございます。

この④の算定の方法につきましては、次の30ページの左側の加入電話・基本料に係る補てん対象額算定方法のイメージというところでございまして、補てん対象地域の実績原価であります算定対象原価から対象回線数に基準単価を乗じた額でございます基準原価を引きまして、基準原価を上回る額、③の部分を足し合わせたという形で求めているものでございます。

また、右側でございますように、昨年度からIP化の進展に伴うコスト算定方法の補正、いわゆるIP補正を取り入れてございまして、今年度もこれによる補正を行ってございます。この補正はご承知かと思いますが、低コスト地域の都市部での光への移行により高コスト地域で補てん額が減少してしまうということに対応するというで設けられているものでございまして、この結果、右上の表をごらんいただければおわかりのように、補正前の3,479万9,000回線が、補正回線数977万回線を足し合わせることによりまして4,456万9,000回線という形になってございます。この約4,

457万回線というものを29ページで加入電話回線数——黄色で塗っておるところでございますけれども、この算定の数として用いてございます。これ、IP補正による補てん対象額の増加額は約9億円という形になってございます。

引き続きまして、31ページでございます。加入電話の緊急通報でございますが、これにつきましては、補てん対象額の算定方法といたしましては、基本料の高コスト上位4.9%の加入者回線数に対応した原価ということでございまして、この原価がNTT東日本・NTT西日本合計で4,900万円という形になります。31ページの左下、青で塗った部分でございます。

続きまして、32ページでございます。第一種公衆電話の市内通信ということでございますが、加入電話と異なりまして、公衆電話の場合はすべての収容局で赤字が生じているということから、補てん対象額の算定方法を原価マイナス収益としておりまして、補てん対象額はNTT東西合計ということで41億8,300万円となっております。

また、第一種公衆電話の離島特例通信の分に関しましては、補てん対象額が1,000万円という形になってございます。

めぐりまして、33ページでございます。第一種公衆電話の緊急通報ということで、これも補てん対象額の算定方法は原価引く収益ということでございまして、これは200万円という形になってございます。

以上の各要素を踏まえまして補てん対象額が求まってくるということでございまして、これが次の34ページの合計として赤く書いております151億9,500万円ということになるものでございます。ちなみに、この額は、昨年度の188億1,400万円よりは減少しているという形になってございます。

番号単価につきましては、これに先ほど最初に説明いたしました支援業務費を足し合わせましたものを分子といたしまして、これに固定電話、携帯電話、PHS、IP電話等の電話番号利用総数、6月末現在では1億9,315万番号ということになっておりますが、これを分母としたものをさらに12カ月で割るということによって求めるということでございまして、これが6.5815円あまりという形になってございます。こうしたことから、これを四捨五入いたしまして、合算番号単価としては月7円ということで、前年度の8円と比べて1円減少するというような形になってございます。

以上が、この前の部分で行きますと6ページ目までの内容ということでございまして、引き続きまして、7ページをごらんいただければと思います。負担の対象となる接続電

気通信事業者等ということですが、昨年度が42社だったのに対しまして今年度は30社ということで、12社減った形になってございます。これは、ケーブルテレビもやっておりますJ:COMグループの各社が電気通信関係業務を株式会社テクノロジーネットワークスに一本化したということで、これの影響で11社が減っているということと、あとNTTネオメイト社が事業廃止をしたということで、12社の減になっているというものでございます。

続きまして、8ページ以降の各接続電気通信事業者等の負担金の額ということですが、これにつきましてもやや細かい点もございますので、参考資料の35ページをごらんいただきたいと思っております。

35ページは、毎月の負担金納付・交付金交付の流れということですが、この左枠の実施の流れというところをごらんいただくと一番わかりやすいと思っておりますが、接続電気通信事業者等から番号利用数の報告を2カ月後の月末までに総務大臣にいただくこととしておりまして、これを支援機関に通知いたしまして、支援機関が負担金等を計算いたしまして、負担金額の通知を各接続電気通信事業者等に対して行います。これが3カ月後の初旬ということですが、各接続電気通信事業者等は、この負担金の納付を3カ月後の25日までに行います。これを受けまして、支援機関が適格電気通信事業者に対し交付金額の通知を3カ月後の末日までに行い、交付金の交付を4カ月後までに行うというのがフローでございまして、その各月ごとのフローを示したものが右の図になってございます。なお、12月のところが前年度残余额の処理に関する取り扱い、それから、最終月につきましては認可に係る負担金の額を満たすために必要な額をこのような手続で交付するという流れになっておりまして、そうしたことを書いてございます。

36ページは、NTT東日本に対する負担金の額の徴収についてというところですが、NTT東日本は、適格電気通信事業者として交付金の交付も受けるという形になっておるわけで、ポイントといたしましては、この左の表にございますが、自己負担額と交付金を相殺するという形になってございます。また、②につきましては、先ほども言いました最終算定月の負担金の額の処理の仕方を示したものでございまして、また、③の部分が前年度残余额の処理の仕方について述べているところでございます。

37ページ、NTT西日本についても全く同様の流れを行っているというものでございます。

以上が資料8ページから16ページ目までの概要の説明ということでございまして、17ページをごらんください。17ページは負担金の徴収方法ということでございまして、昨年度から特に変更はございませんが、納付手段といたしまして負担金納付は銀行振込により行うこと、負担金の額の通知に係る事項をこの①から③にすること、負担金の納付期限を毎月の負担金の額の通知の日の属する月の25日までとすること、延滞金の納付についての取り扱い、それから、支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策を規定しているものでございます。

続きまして、18ページから交付金の額及び交付方法ということでございますが、こちらも参考資料でご説明させていただきたいと思っておりますので、38ページをごらんください。

38ページでございまして、適格電気通信事業者であるNTT東西に対して実際に交付される額は、補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額となるということが書いてございます。

39ページは、NTT西日本についてということで、東日本の場合と同様ということで、額が違うわけですが、手順のフローについては同様となっております。

引き続きまして、説明資料の23ページをごらんください。23ページは交付金のほうの交付方法についてでございますが、ここも昨年度と変更はございません。交付手段として交付金の交付は銀行振込により行うこと、交付金の額の通知の方法として最終算定月の3カ月後までの間、交付金額の通知を行うこと、それから、交付金の交付期限に係る規定、それから、今、説明をさせていただきましたが、各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法、それから、(5)といたしまして交付金の交付の特例ということで、接続事業者等におきまして会社更生法等による更生計画認可の決定等があった場合の取り扱い、それから、支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策等について規定しているものでございます。

25ページが交付金の額及び交付方法の認可に係る審査の結果、26ページが接続事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査の結果でございまして、いずれの審査事項につきましても「適」としているところでございます。

資料のほうの説明は以上でございます。

○根岸部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問がありましたらお

願いたします。いかがでしょうか。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。

○根岸部会長　どうぞ、願いたします。

○酒井部会長代理　先ほど、支援業務の中で消費者団体の方といろいろ話し合いとかそういうことをされたということだったのですが、その辺で印象というのはどういうことなんでしょうか。これはいろいろ反応があったのでしょうか、それともあまり反応がなかったのか、ちょっとそのあたりをお聞きしたかったんですが。

○吉田料金サービス課企画官　消費者団体との意見交換会というのは、東京地婦連のほうと1回、それから東京都消費者生活保護センターとやっておるということでございまして、この後もまた国民生活センターやその他の団体とも行っていきたいという予定にしているというふうに伺っております。

○根岸部会長　長田委員、あるいは関口さん、どうぞ。

○関口委員　22年度の支援業務費の詳細、40ページのほうにございますが、平成21年度と22年度の大きな差は、下から2番目の地方説明見学会を減額して、そしてその分、少し消費者団体の意見交換会のほうで加算するというような形なんです。地方の見学会、実はあんまり活況じゃなくて、子どもさんたちを対象にして親子の見学会をやったりということをしているのですが、何回もやってもあまり……1回やれば十分だというような形もあって、それから、経験的に東京が中心となって主体的にやってしまったこともあって、地方の特色が生かせなかったという反省もあるので、若干回数は絞って、そのかわり地方の方たちに創意工夫をしていただくと。そのかわりに消費者団体との意見交換会を増やすというような形で、結果的にこの部分、大分予算的には絞っていて、効果としては消費者団体の方たちの理解を高めるということで周知・広報の徹底を図れるのではないかと期待だというふうに、諮問委員会の際の説明ではお伺いしております。長田先生。

○長田委員　はい。22年度の予算のところでは予算をつけていただいていますけれども、前回開催したときには、まだちょっと予算がなかなか取れない状態だったので、東京の団体でということで、私どもも、東京都内の消費者団体の方、それから神奈川の消費者団体の方にもお声をおかけして意見交換会させていただきました。それで、ユニバーサルサービス制度というものがあって、基金を番号単価で負担しているんだという漠とした知識があっても、詳細な知識をなかなか消費者が持っていないということは、や

はりそうなんだなということが確認できたことと、それから、そこに参加して下さった神奈川の消費者団体の連絡会の方も、ぜひこういう意見交換会はやりたいというふうにおっしゃっていただきましたので、広げていっていただけるといいと思いますし、むしろ東京や近郊だけではなく地方の団体との何か意見交換会ができるといいなと思うんですが、そうすると、ちょっとこの予算でどこまで出張していただけるのかというのは、少し厳しいのかなというふうに思っていますけれど、この間のヒアリングでも、いつも思いますけれども、ほんとうに広報というのはすごく難しくて、制度のことについてばかり広報していると、やっぱりなかなかこれ以上広がらないのかなというふうに思います。将来、電話がどうなっていくのかとか、通信がどうなっていくのかということも含めた意見交換会をしていかないと、なかなか関心を持って参加してもらえないんじゃないかなと思いますので、この予算だからここだけというふうに限らないで、少し他部門とも連携しながら、消費者がみんな関心を持ってそうなテーマをもっているところでの意見交換会をぜひ実現していただきたいと思います。

○根岸部会長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○酒井部会長代理 結構です。

○根岸部会長 ほかにいかがでしょうか。これはここで多分議論すべきことではないと思いますけれど、基本料というところにいわれるNTSコストというか、それをどう入れるかとか、そういう問題がもとからありますよね。そして、その問題については別途、ユニバーサルサービス制度の将来のあり方について検討なされているということを知っておりますけれども、検討がどの辺行っているかというか、そういうのがもしありましたら、ちょっと簡単にご紹介いただければありがたいのですけれど。辻先生ですか。

○辻臨時委員 いや、私では。

○根岸部会長 そうですか。東海先生はそれにご関係は。

○東海臨時委員 酒井先生。

○根岸部会長 酒井先生。

○酒井部会長代理 基本料というか、今、ユニバーサルサービス制度のほうで、例えばIP化に伴ってIP電話をどうするか、そういった話は今、研究・検討しておりますけれども、基本料そのものの構造をどうするかという話につきましては、これ、ちょっとユニバーサルサービスのほうとは別だと思っておりますので、それは辻先生のほうじゃないですかね。

○辻臨時委員　今のところ、基本料等委員会では、三、四年前でしたか、設置負担金の改定をやった以降では特設課題を持って検討しようということは、まだ動いておりません。そういうようなご意見があるのであれば、今後、NTSコスト等々で、本来は基本料のところへ持ってくるというので、そのところを検討しておりましたけれども、具体的にはまだ言うておらないと思いますので、いいご指摘をいただきましたので。

○根岸部会長　いや、やはりユニバーサルサービスについての費用負担を適正なところに抑えるというようなところがあって、き線点RT-GC間のコストについて、それを接続料のほうで負担するというか、そういう形にしていますよね。だから、将来、それがどうなるのかとか、そういうことがこのユニバーサルサービスのことを考える上でも関係があるように思いましたので、ちょっと質問いたしました。

○酒井部会長代理　よろしいですか。

○根岸部会長　はい。

○酒井部会長代理　むしろユニバーサルサービスにしろ、接続料金にしろ、これはもうコストベースという話で、かかるコストをどうするかという話に、どういうふうにフェアに負担していただくかという形になっているんですが、ちょっと基本料のことは辻先生のほうの委員会でやっておられると思いますけど、基本料そのものが必ずしもコストベースじゃない部分がありますよね。ですから、その辺との制度矛盾がどうしても起きますので、ちょっとこのあたり、意外と難しいのかなとは思っておりますが。

○根岸部会長　ほかにどうぞ、ご質問なりご意見なりございますか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則の4条1項の規定に従いまして、この諮問案を本日の部会長会見等で公にするということで、広く意見募集を行うということにいたします。本件に関する意見招請は10月28日（木曜日）までといたします。これでよろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、その旨、決定したいと思います。

○根岸部会長　それでは、次に、先ほどのユニバーサルサービス制度と関係があると思えますけれども、報告事項ということで、NTTの平成21年度におけるユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化等の報告につきまして、総務省から報告をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、資料22-3に沿いましてご説明させていただきます。

平成18年11月の最初のユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等についての認可が適当という際の答申におきまして、この1ページの左側にございます審議会からの要望がございました。その中で、特に経営効率化の推進に係る事項といたしましては、NTT東西は、交付金の算定の前提としている設備利用部門の費用の経営効率化率（7%）の達成度合い（実績）を総務省に報告すること。NTT東西は、携帯電話やIP電話の普及、NTT東西の加入電話から競争事業者の提供する直収サービスへの移行その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、総務省に報告すること。総務省は、上記の経営効率化について十分な検証を行うことが必要であり、そのための方策を講ずるとともに、当該検証結果については審議会に対し報告等を行うことというものでございまして、これに基づきまして、右の行政指導を平成18年11月22日に行い、それに基づきましてNTT東西から経営効率化の状況等につきましてご報告を受けておりますので、その報告ということでございます。

2ページ目をごらんください。ユニバーサルサービスに係る設備利用部門の経営効率化の実績報告についてということございまして、平成21年度の実績といたしましては、NTT東西ともに7%を上回る経営効率化を達成しております。具体的には、NTT東日本で9.7%、NTT西日本で8.6%の経営効率化を達成したということでございます。その要素ということでございますが、アウトソーシング会社を含めた全体での人員数の削減を図ってきているといったこと。それから、加入権取り扱い業務や116業務といったようなものの業務の集約化・アウトソーシングの推進といったことによる効率化。それから、不動産の保有や利用に係る資産のスリム化といったようなことを通して、こうした経営効率化を達成しているということでございます。

具体的な数字が3ページに書かれてございますので、ごらんいただければと思います。

それから、4ページでございます。市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響についてということでございます。

まず、左下のNTT東日本のほうをごらんください。携帯電話、光IP電話への移行等が進むということで、営業収益がこれについて348億円減少の様相が出ております。これに対しまして設備管理部門コストの削減で273億円、改善効果を生み出しております。また、設備利用部門コストの削減につきましては152億円、これが加わるということで、あわせまして減収分をコスト改善分で改善しております。これにより赤字額は77億円減少できたという形になってございます。

西日本の場合も同様に、携帯電話、光IP電話への移行等に係る344億円の減を、設備管理部門コストの削減282億円分と設備利用部門コストの削減110億円分で改善をし、49億円、赤字額は改善するという効果を生み出しております。

5ページ目をごらんください。5ページ目はユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化の検証ということで、特に加入者回線コストにつきまして検証を行ったものでございます。

加入電話の契約数は、左下のグラフにございますように、近年では年8%を超える割合で減少をし続けてきてございます。平成21年度の状況を見ると、加入電話の契約数の対前年度減少率が8.4%ということでございますが、これに対して加入者回線コストの減少率は10.2%ということで、需要減を上回るコスト減を生み出しているということでございます。

その要因といたしましては、減価償却費の削減、これが16.2%減ということになり大きくなっておりますが、そのほか施設保全費の効率化等ということでございまして、その具体的な内訳、例えばでございますが、その内容につきましては6ページの黄色い四角の中でそれぞれ解してございますけれども、減価償却費の減につきましては、新規投資を抑制し、最低限のサービス維持投資を継続するといったこと。それから、土木設備の耐用年数の見直しということで、これは今回、27年を50年にしたと聞いておりますけれども、これによる効果が出てきているということでございます。一方、施設保全費の効率化につきましては、設備点検業務、データベース整備業務等におきまして内製化を推進するというところで、作業委託費を削減しているということでございます。ただし、このうち、ということで、コスト、経営効率化の取り組みはなされているところでございますが、耐用年数の見直し等は一時的な効果といったようなところもございまして、今後も経営効率化の継続的な取り組みが期待されるということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○根岸部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、どうぞご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問、ご意見ないようでしたら、これで本日の審議を終了したいと思います。

○根岸部会長 委員の皆様あるいは事務局から何かございましたら。よろしいですか。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。

次回の部会につきましては、別途、事務局より連絡があるということでございます。
どうもありがとうございました。

閉 会